

豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家族などから産後の援助が受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、育児不安を解消するとともに、心身の安定及び児童虐待の未然防止を図ることを目的として実施する豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、前条の目的を達成するために、事業について、適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等に委託することができるものとする。

2 前項で定める医療機関等について、施設設備が事業専用の設備であること及び人員が事業専任であることを要しない。但し、事業の実施に支障があってはならない。

3 第1項で定める医療機関等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、事業を委託することを市長が認めた施設であること。

(2) 事業を提供するための居室が確保されていること。また必要ときは、個室を提供できること。

(3) 入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。

(4) 事業の内容に応じて、次の①から③までの担当者を配置すること。特に事業の利用者が出産後4か月頃までは、原則として助産師を中心とした体制とする。また、宿泊型産後ケア事業を実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師または看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当については保健師助産師看護師法や医師法を参考にすること。

① 助産師、保健師または看護師

② 心理に関する知識を有する者

③ 育児に関する指導や育児サポートを実施するにあたり必要な者

(5) 食事の提供ができること。

(利用者)

第3条 事業の利用者は、豊中市内に住所を有する出産後1年を経過しない女子及び乳児であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、感染症の疾病に罹患している者またはその疑いのある者及び入院または加療を要する状態にあって事業の利用に支障があると市長が認める者を除く。

(1) 母親の心身の不調や育児不安がある者

(2) 家庭等から産後の支援が得られない者

2 前項の規定に関わらず、市長が特別な理由があると認める場合は、利用者とすることができる。

(事業内容)

第4条 事業は、前条に規定する利用者に対し、次の各号に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 宿泊型

利用者を宿泊させ、別表1の区分に基づく内容の提供により母体の体力回復並びに母及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

(2) デイサービス型

利用者を日帰りで施設利用させ、別表1の区分に基づく内容の提供により母体の体力回復並びに母及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。なお、デイサービス型産後ケア事業を実施する場合、いずれか1区分を選択するものとする。

(利用日数)

第5条 原則として、宿泊型及びデイサービス型を合わせて7日間を利用日数の上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、第2条の規定による事業の委託を受けた事業者(以下「事業者」という。)の施設とする。

(利用の手続き)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、事前に豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業利用申込書兼情報提供書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込書を審査し、申込者が第3条に規定する利用者に該当すると認めるときは、豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 市長は、申込者が第3条に規定する利用者に該当しないと認めるときは、豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業利用不承認通知書(様式第3号)により申込者に通知する。
- 4 市長は、第2項において利用の承認をした場合は、事業者に対し、豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業受入依頼書(様式第4号)により受け入れを依頼するとともに、事業を利用する者(以下「利用者」という。)に関する必要な情報を提供する。
- 5 事業者は、サービス開始前に、利用者にサービス内容を説明するなど当該利用にかかる調整等を行わなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定に関わらず、同一の申込者が同一の事業者の施設を利用する場合には、事業者の定める方法により申込者が事業者に申し込むこととする。

(利用料)

第8条 事業の利用者は、利用料として別表2、別表3-1、別表3-2に定める額を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する利用料は、利用者が事業者に、その事業者が指定する日(利用日以降の日に限る)に支払わなければならない。
- 3 利用者(母)の食事、利用者(乳児)のミルク、寝具、衛生用品、消毒等にかかる経費及び光熱水費は、利用料に含むものとして、事業者は利用者は無償で提供するものとする。但し、社会通念上相当な使用量を超える場合については、事業者は利用者に別途実費を徴収することができるものとする。
- 4 前項に定めるものの他、産後ケア事業の実施にあたり必要な物品等については、利用者の負担軽減のため、施設に常備し提供することが望ましい。なお、物品等の提供にあたり、事業者は利用者に別途実費を徴収することができるものとする。

(申込内容の変更)

第9条 利用者は、申込内容に変更が生じたときは、速やかに市長及び事業者に届け出るものとする。

- 2 前項の変更のうち、日程を変更または中止する場合は、利用者は当該利用日の前々日の17時までに、電話等の手段により事業者に連絡しなければならない。
- 3 前項の期日までに利用変更または中止の連絡がなく利用がなかった場合は中止として取り扱い、利用者は前条第1項に定める1日あたりの利用料を、事業者の請求に基づき支払わなければならない。ただし、風水害等やむを得ないと市長が認める理由により、前項の期日までに連絡できない場合はこの限りではない。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至った場合
- (2) 偽りその他不正な手段により事業の承認を受けた場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が事業の利用に支障があると認めた場合
- 2 市長は、第7条第2項による使用の承認後に前項の規定による事業の利用の取消しをしたときは、豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業利用承認取消通知書（様式第5号）により、速やかに利用者に通知するものとする。

(委託料)

- 第11条 事業において市長が事業者を支払う委託料は、別表2、別表3-1、別表3-2に定める委託料の額とする。
- 2 事業者は、事業実施の翌月10日までに実施報告書を添えて市長に委託料を請求する。
- 3 市長は前項による請求が適正であると認めた場合、委託料を支払う。
- 4 第2条第3項第4号に定める担当者に加え、本市の利用者に対し専任の支援スタッフを配置した場合、別表4に定める額を委託料に加算する。ただし、加算対象となる支援スタッフは、1利用者につき1名までとし、加算する時間数は、支援スタッフ1名につき1日あたり6時間を上限とする。なお、支援スタッフの要件は、保育士、助産師、保健師、看護師、その他市長が定めるものとする。
- 5 利用者が、利用日の前々日の17時までに連絡がなく、利用変更・中止した場合、事業者は第1項に定める委託料の額を2で除した額（円未満切り捨て）を市長に請求することができる。但し、利用変更・中止した場合であっても、当該利用変更・中止とは別に事業を提供した場合についてはこの限りではない。

(事業の中止)

- 第12条 風水害等により、事業の実施に支障があると市長が認める場合、市長は事業を中止することができる。
- 2 前項の規定により事業を中止した場合の利用料及び委託料については、前条までの規定にかかわらず市長が別に定める。

(報告)

- 第13条 市長は、事業の利用状況について、事業者にも月1回以上報告させるものとする。
- 2 事業者は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等、連携するものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は2017年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2022年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は2023年10月1日から施行し、利用料の規定については2023年4月1日から適用する。
- 2 2023年4月1日から2023年9月30日までの利用者への還付手続きについては、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別表 1

区分	内容	
宿泊型	原則として、10時から翌日19時までの利用を1泊とし、5食の食事及び右欄のサービスを提供する。 連泊の場合、2泊目以降は1泊あたり24時間のサービス及び3食の食事提供を追加する。	1. 産婦のケア（母体の管理、乳房の手当、心理面のケア及び生活面の指導等） 2. 乳児のケア（発育・発達のチェック及びスキンケア等） 3. 育児に関する相談・指導（授乳及び沐浴の方法の指導、家庭における育児に関する相談・指導、その他必要な保健指導等） 4. 食事の提供
デイサービス型①	原則として、10時から17時までの7時間の利用を1日とし、1食の食事及び右欄のサービスを提供する。	
デイサービス型②	原則として、10時から19時までの9時間の利用を1日とし、2食の食事及び右欄のサービスを提供する。	

別表 2（宿泊型）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	55,000円	52,000円	3,000円	54,000円	1,000円
1日追加	27,500円	26,000円	1,500円	26,900円	600円
多胎児加算	7,200円	7,200円	0円	7,200円	0円
多胎児1日追加	3,600円	3,600円	0円	3,600円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下2段に掲げる額を加算する。

別表 3-1（デイサービス型① 10時～17時）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	14,000円	13,500円	500円	13,800円	200円
多胎児加算	2,100円	2,100円	0円	2,100円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。

別表 3-2（デイサービス型② 10時～19時）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	18,000円	17,000円	1,000円	17,600円	400円
多胎児加算	2,700円	2,700円	0円	2,700円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。

別表 4（産後ケア支援スタッフ加算）

区分	委託料
産後ケア支援スタッフ加算（1時間あたり）	2,000円